

議案第 5 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

県立那覇みらい支援学校の新設に伴い、県立島尻特別支援学校及び県立西崎特別支援学校の幼稚部の通学区域を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島尻学区の部島尻特別支援学校（真和志高等学校分教室を除く。）（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「及び那覇市」を「、那覇市」に、「及び安岡中学校区域」を「、安岡、寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）及び豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域」に改め、同部島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中

南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）、糸満市	
---	--

を

南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）、糸満市	幼稚部にあつては、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）を加える。
---	---------------------------------------

に改め、同表

島尻学区の部西崎特別支援学校の項中

那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	
---	--

を

那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	幼稚部にあつては、那覇市（那覇市立鏡原中学校区域に限る。）を加える。
---	------------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県立那覇みらい支援学校の新設に伴い、県立島尻特別支援学校及び県立西崎特別支援学校の幼稚部の通学区域を改める必要がある。

3 改正案の概要

(1) 令和4年4月沖縄県立那覇みらい支援学校開校に伴い、沖縄県立島尻特別支援学校知的障害教育部門の項中、幼稚部の区域に那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域）、肢体不自由教育部門の項中、幼稚部の区域に豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）を加える。

また、沖縄県立西崎特別支援学校の項中、幼稚部の区域に那覇市（那覇市立鏡原中学校区域に限る。）を加える。（別表第1）

(2) この規則は、令和4年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表													
改正案	現行												
<p>第1条～第5条（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学区)</p> <p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるとき当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇学区</td> <td>那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</td> <td>那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	那覇学区	那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇学区</td> <td>那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</td> <td>那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	那覇学区	那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）
学区名	特別支援学校名	区域											
那覇学区	那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）											
学区名	特別支援学校名	区域											
那覇学区	那覇みらい支援学校（知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	那覇市（那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。） 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）											

育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	瀬町、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）、糸満市	に <u>限る。</u> ）を加える。
西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	幼稚園にあつては、 <u>那覇市（那覇市立鏡原中学校区域に限る。）を加える。</u>

別表第 2（第 2 条関係）（略）

育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	瀬町、豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域を除く。）、糸満市	
西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	

別表第 2（第 2 条関係）（略）

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。